

人権週間特集



～考えよう 相手の
気持ち 育てよう
思いやりの心～

人権週間 12月4日～10日

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利であり、かけがえのない大切なものです。

しかし、私たちのまわりには、さまざまな人権問題が存在しています。こうした人権問題を解決し、誰もが幸せに暮らせるようにするためには、お互いに理解し、思いやることから始まるのです。お互いの人権を尊重しあいながら共に生きる社会を築いていきましょう。

～人権週間とは～

昭和 23(1948)年 12月 10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。国際連合はその日を記念し、毎年 12月 10日を「人権デー」(Human Rights Day)と決めました。日本では、毎年 12月 4日から 10日までを「人権週間」として、さまざまな啓発活動を展開しています。本市も関係機関との連携・協力により、積極的な啓発活動に取り組んでいます。

特設人権相談所を開設!

家庭や近隣、暮らしの中でのさまざまな人権問題について、ご相談に応じます。

日時 12月16日(金) 14:00～16:00

場所 市役所別館3階 第3会議室

相談員 羽曳野市人権擁護委員

～人権擁護委員をご存知ですか?～

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。地域の中で人権思想を広め、私たちの人権が侵害されないように見守ってくれています。人権擁護委員は、法務局における人権相談所をはじめ、市役所などで人権相談所を随時開設し、みなさんからの人権相談に応じています。また、地域のみなさんが人権について関心を持ってもらえるような啓発活動(小学生などを対象に思いやりの大切さを教える「人権教室」の開催や「人権の花運動」の実施など)も行っています。自分の人権が守られていない、改善してほしいと感じたら、人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので気軽にご利用ください。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

12月10日(土)～16日(金)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

「東日本大震災に伴う風評被害について」

その不安を解消するために放射線量を測定するなどさまざまな機関で安全性の確保に取り組んでいます。根拠のない思い込みや偏見で風評被害にならないようにしましょう。

「インターネットによる書き込み」

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。個人の名誉やプライバシーを侵害したり、特定の地域を掲載し社会的差別につながる表現をするようなことはやめましょう。

きらりはびきの

～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

【日時】12月4日(日) 13:30 開場 14:00 開演 17:00 終演

【場所】LICはびきの ホールM (軽里 1-1-1)

★第1部 基調講演 テーマ「女のストレス 男のストレス」

講師：海原 純子(うみはらじゅんこ)さん (医学博士・白鷺大学教授)

★第2部 パネルディスカッション

【主催】羽曳野市・財団法人自治総合センター

【後援】羽曳野市人権啓発推進協議会

【問合せ】人権推進課 ☎ 072-947-3606 (直通)

当日券あり

※このシンポジウムは全国ロードレース競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施するものです。

人権・男女共同参画展示会

12月2日(金)～12日(月)に、人権・男女共同参画に関するパネル・ポスターの展示会を行います。

時間：9:00～17:30 (土・日を除く)

場所：市役所1階コミュニティスクエア

問合せ：人権推進課 内線 1053・1054